



## 日本ウェルビーイング医学協会会則

### 第1条 (名称・定義)

当会は日本ウェルビーイング医学協会(英名:Japan Society for Well-Being Medicine 称:JSWM)と称します。当会会則によって定める条項は JSWM の活動に適用されるものとします。

### 第2条 (事務局)

当会の事務局を、東京都港区白金 2-5-12-1307 に置きます。

### 第3条 (目的)

当会は、日本及び世界におけるウェルビーイング医学の発展と認知の向上に寄与することを目的とします。

### 第4条 (事業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

1. ウェルビーイングソリューションに関する普及啓蒙及び情報提供事業
2. 専門医の育成及び教育事業
3. イベント、セミナー、各種教室、講演会等の企画、運営、開催
4. 医薬品、健康食品、化粧品等の検証、企画、製造、販売、輸出入及びコンサルティング
5. 認定資格事業
6. 人材派遣業及び有料職業紹介業
7. 国際交流事業
8. 医療を目的とした観光に関するツアーのコンサルティング及びインバウンド事業
9. その他当法人の目的を達成するために必要な事業
10. チャリティイベントの開催などの社会貢献活動
11. その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第5条 (会員)

当会の会員は正会員(個人)とします。

## 第6条 (会員へのサービス)

当会は3つのミッションのもと、会員へのサービスを拡充させます。

1. ウェルビーイング医学の最新の知見を、日本の医療・ヘルスケア従事者に発信します。
2. 一般市民および産業界への講演・セミナー・メディア等を通じた情報発信を行い、ウェルビーイング医学の認知拡大及びニーズ開拓に努めます。
3. 日本及び世界におけるウェルビーイング医学従事者・研究者のネットワークを構築します。

当会は、上記ミッションを達成するため、会員に対して下記の特典を提供します。

- ・ 当会が主催する講演会・セミナーの参加費割引
- ・ 当会が主催もしくは共催する講演会・セミナーの優先案内
- ・ ウェルビーイングソリューションの会員価格での提供
- ・ ウェルビーイング医学における最新知見の情報配信
- ・ 当会ウェブサイトにおける会員の紹介
- ・ 一般市民、メディア等からの問合せに対するご紹介
- ・ 協力企業からの、製品監修等の依頼への優先案内 (例:レストランメニュー監修、サプリメント監修、書籍監修、等)
- ・ 「日本ウェルビーイング医学協会」の名称とロゴマークの使用\*  
\* (例:医院ウェブサイト、名刺、商品等)
- ・ 啓蒙目的による、当会が所持する画像素材の使用\*  
\* 事前審査あり

## 第7条 (入会資格)

当会の目的に賛同する者かつ当会の理事会及び事務局の承認を受けた者。

## 第8条 (入会手続き)

入会を希望する者は、当会が定める入会申込書により申込みます。

## 第9条 (入会金と年会費)

当会の会員カテゴリー及びそれぞれの入会金と年会費を以下の通りとします。

	入会金	年会費
・ 評議員	10万円	60,000円
・ 医療・ヘルスケア・介護福祉有資格者会員(*) :	5万円	60,000円
・ 賛助会員	10万円	60,000円
・ コーポレート会員 (10名まで記名登録可) :	35万円	600,000円
・ 一般会員 :	無料	無料

\* 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・歯科衛生士・放射線技師・臨床検査技師・柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・義肢装具士・臨床工学技士・歯科技工士・救命救急士・介護福祉士・社会福祉士・精神保険福祉士などの国家試験合格資格を有する者

1. 第7条に基づき入会契約が成立した場合、会員はお申込日より7日間以内に、入会金と年会費の全額を支払うものとします。
2. 支払いは当会が指定する銀行口座に振込みとします。また、支払期日が土日祝祭日にあたる場合には、直前の営業日を支払期日とします。支払われた入会金と年会費は、理由の如何を問わず、会員にこれを返還しないものとします。
3. 会員が第1項の各支払期限までに全額の振込みを行わない場合、当会は、期限経過日の翌日に当該会員契約が解約されたものとみなします。
4. 当会は当会の運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、入会金・年会費の金額を変更することができ、当会ホームページ内への掲示等により告知します。

#### 第10条（更新）

会員は会員期間終了までに次年度の年会費の全額を支払うものとします。またそれまでに当会に対し退会の意思表示をした場合を除き、1年間の契約を更新されるものとし、その後も同様とします。

#### 第11条（届け出内容変更手続き）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行う必要があります。その後に変更があった場合も同様とします。
2. 当会より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

#### 第12条（任意退会）

会員は、当会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

#### 第13条（会員資格の譲渡・相続・貸与）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

#### 第 14 条（会員の除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当会は当該会員を除名することができます。

1. この会則その他の規則に違反したとき。
2. 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### 第 15 条（会員資格の喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失するものとします。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 当会を閉会したとき。
5. 当会の名誉を傷つける行為、またはその目的に反する行為があったとき。

#### 第 16 条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が前 14 条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失う。
2. 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第 17 条（当会の閉会）

次の理由により、当会を閉会することがあります。

1. 気象・災害等により施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

#### 第 18 条（個人情報保護）

当会は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言します。プライバシーポリシーは、当会ホームページ上に掲示します。

#### 第 19 条（会則の改定）

当会は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

## 第 20 条（告知方法）

本会則に関する会員への告知は、当会ホームページ上にて掲示します。

## 附則

本会則は、2021 年 1 月 1 日より施行します。